

テナントが取り付けた「附帯設備」がある ときの不動産取得税について

家屋が建築された場合で、テナント*が取り付けた附帯設備（内装や電気・ガス・空調等で家屋と構造上一体となっているもの）があるときは、不動産取得税は、附帯設備を含めた建物全体の評価額を算定して、当該建物のオーナー*に全額を課税することとされています

ただし、オーナーとテナントが協議して、総合県税事務所へ附帯設備に属する部分の取得価額*を申し出た場合には、その価額分についてはテナントに課税し、オーナーの税額から減額します。

※ テナントとは、家屋（貸店舗等）の附帯設備の取得者のことです。

※ オーナーとは、家屋（貸店舗等）の主体構造部の取得者のことです。

※ 附帯設備に属する部分の取得価額は、オーナーの課税標準額中附帯設備に属する部分の価額のことです。

1 手続き

オーナーが納税通知書を受け取った日から 30 日以内に、オーナーとテナントが連名で「附帯設備に属する部分の取得価額申出書」を総合県税事務所へ提出していただきます。

2 必要書類

(1) 不動産取得税申告書（家屋）

(2) 附帯設備に属する部分の取得価額申出書*

※ オーナーとテナントが連名で提出してください。

（裏面の記載例を参照してください。）

3 （参考）固定資産税の取扱い

テナントが事業の用に供するために取り付け、家屋と構造上一体となっている内装や電気・ガス・空調等（特定附帯設備）は、テナントの償却資産とみなして、テナントに固定資産税を課税することとされています。

4 お申出及びお問合せ先

お申出先、お問合せ先	富山県総合県税事務所 課税第二課
電 話 番 号	076-444-4629 076-444-4505
郵 便 番 号	930-8548
住 所	富山市舟橋北町1-11（富山総合庁舎1階）
窓 口 取 扱 時 間	月曜日から金曜日の8:30～17:15 （国民の祝日・休日及び年末年始を除く）

（令和6年3月現在）

附帯設備に属する部分の取得価額申出書

記載例

令和 7 年 7 月 10 日

富山県総合県税事務所長 殿

本申出書の提出年月日を記入してください。

家屋のオーナー様の住所・氏名を記入してください。

納税者(主体構造部の取得者)

住(居)所 富山市〇〇町〇丁目〇ー〇
(所在地)

氏 名 株式会社 ◆◆◆◆ ⑩
(名 称)

テナント様の住所・氏名を記入してください。

(附帯設備の取得者)

住(居)所 富山市□□町□丁目□ー□
(所在地)

氏 名 株式会社 ◇◇◇◇ ⑩
(名 称)

富山県税条例第73条第7項の規定により、次のとおり申出します。

建築された家屋の所在地を記入してください。

家屋の所在地

富山市〇〇町 □丁目 △番地の▽

テナント様に取り付けた附帯設備の価額を千円単位で記入してください。

建築された家屋の概要を、全部事項証明書(登記簿謄本)等を参考に記入してください。

家屋の概要

家屋番号	種類	構造	床面積	用途	取得年月日
▽-1	店舗	鉄骨造	234.56㎡	—	令和6年 11月30日

オーナー様分とテナント様分の合計価額を千円単位で記入してください。

課税標準額

4,325,000 円

左記課税標準額中附帯設備に属する部分の価額

1,825,000 円

税 額

オーナー様分とテナント様分の合計税額を記入してください。
(合計価額:4,325,000円 × 税率:4% =173,000円)

173,000 円

摘 要

テナント分の税額

1,825,000円 × 4% = 73,000円

住宅以外の不動産取得税の税率

上記の「左記課税標準額中附帯設備に属する部分の価額」を記入してください。

73,000円がテナント様に課税する不動産取得税額となります(税額の百円未満の端数は切り捨てます)。なお、オーナー様に課税する不動産取得税は、173,000-73,000=100,000円となります。